

「テロ等準備罪」

新設の概要

編纂委員会

6月16日、「共謀罪」の構成要件を改めて「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法は、参議院本会議で採決が行われ、自民・公明両党と日本維新の会などの賛成多数で可決・成立した。

これまでの日本の刑法体系では、犯罪が実行されれば処罰するのが原則だが、改正法の成立によって、一定の要件を満たすことを条件に、犯罪の実行前の段階で処罰可能な範囲が広がることになった。

改正組織犯罪処罰法は、7月10日に施行された。その概要を参考までに紹介する。

「テロ等準備罪」の概要

現在の日本の法律の多くは、発生した犯罪について処罰することが前提となっている。

これに対し、対象となる犯罪については、準備段階で処罰できるようにするのがテロ等準備罪である。

例を挙げれば、

① 犯罪組織が爆弾テロや毒ガステロを思いつく

② 具体的な計画を立てる

③ 現場の下見や必要な材料や道具の準備などの実行準備を行う

④ 実際に犯行に着手する

⑤ 犯行を実行し、被害が発生するという段階で犯罪が行われたとして、殺人罪等の凶悪犯罪が成立するのは⑤の段階である。

④でも犯罪は成立するが、殺人罪等よりは格段に軽い未遂罪となってしまう。

これを②③の段階で取り締まり、未然に処罰できるようにするのが「テロ等準備罪」である。

犯罪を実行していなくても処罰できるといえるのは、濫用されれば非常に強力な権限となる。そこで処罰対象となる構成要件を非常に厳格に定め、「組織的犯罪集団に所属しその活動として、2人以上で対象の罪を計画し、その計画した者らが計画に基づき「資金の準備」「現場の下見」等の犯罪実行のための準備行為を行われた時」をもって、条件としている。

政府の答弁では、組織的犯罪集団かどうかの判断は、捜査機関に任せられている。

ただ、あまりに明確に組織的犯罪集団を定義してしまうと、定めるべき犯罪者がその抜け穴を突いてくる可能性

が高いと、指摘されている。適用可否の具体例

「テロ等準備罪」が適用される条件を、国会審議の内容を基に見てみよう。

例えば、オウム真理教のように、宗教団体の教祖が組織的な殺人の実行を唱え始めたケースが、国会審議で取り上げられた。

この中で、政府は、「組織的犯罪集団」と見なすためには、犯罪の実行が、宗教の教義と不可分な関係にあり、団体の共同の目的となっており、必要であり、さらに、犯罪を実行するために、指揮命令に基づいて動くチームの存在が、摘発するには不可欠だと説明している。

こうした条件を満たしたうえで、例えば、団体が毒ガスを使った大量殺人を計画し、メンバーの誰かが化学薬品を調達すれば、計画にかかわった全員を処罰できる。

ただ、宗教団体が「組織的犯罪集団」と認定された場合でも、団体の実態を知らない末端の信者や、犯罪の計画を知らずに薬品を調達した者は、処罰の対象にならない。

また、「組織的犯罪集団」の構成員でなくても、密接な関係にあって行動をとりにしている者は、処罰の対象になり得る。

具体例として、暴力団とともに悪徳

な行為をしている不動産会社の社長が、暴力団の組長らと暴力的な地上げをしてテナントビルを建て、みずからも利益を得ることを計画するケースをあげている。

では、団体に所属していない3人の若者が、インターネットの掲示板を通じてデパートの爆破を計画し、現場の下見をしたというケースはどうだろう。

政府は、団体として活動を継続するとは考えにくいうえで、3人では指揮命令の関係や、役割分担などの組織性は認めがたく、「組織的犯罪集団」と認定することは想定していないと説明している。

国際組織犯罪防止条約

法務省は、組織的犯罪処罰法改正法は国際的な犯罪を取り締まるための国際組織犯罪防止条約（TOC条約）に加盟するために必要な法律であり、2020年の東京オリンピックに向けて、同条約に加盟するために成立が不可欠だと説明している。

注：国際組織犯罪防止条約

組織的な国際犯罪集団への参加の犯罪化や、犯罪人引渡しについて定めた国際条約であり、2017年現在、国連加盟国193カ国中、182カ国が締結している。全ての締結国では、テロ等準備